

木下病院介護医療院介護予防短期入所療養介護運営規定

【総 則】

第1条 趣旨

この規定は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日 厚生労働省令第5号）に基づき、医療法人喜久寿会I型介護医療院（以下「喜久寿会介護医療院」という。）が行う指定居宅サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）の運営に関し、必要な事項を定めたものとする。

【運営の方針】

第2条 運営の目的

喜久寿会介護医療院が行う指定短期入所療養介護の事業は、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

第3条 運営の方針

- 1 施設サービス計画に基づいて、一時的に入所した利用者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわず、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

【事業所の名称等】

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人喜久寿会介護医療介護予防院短期入所療養介護
- 2 所在地 徳島市南末広町4番70号

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第5条 従業員の職種と員数

喜久寿会介護医療院で行う介護予防短期入所療養介護にあっては、当該施設に置くべき管理者、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の人員は、それぞれ、利用者を喜久寿会介護医療院の入所者とみなした場合における喜久寿会介護医療院としての必要数が確保されるために必要な数以上とする。

第6条 職務の内容

- 1 管理者は、当施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- 2 医師
 - 1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診療を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をも上げる事ができるよう適切な指導を行う。
 - 3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らし妥当適切に行う。
 - 5) 特殊な療法又は新しい療法治療等については、別に厚生労働大臣が定めるものほか行わない。また、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、処方しない。
 - 6) 入院患者の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。
- 3 理学療法士、作業療法士（機能訓練）
利用者的心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他、必要なリハビリテーションを計画的に行う。
- 4 看護及び医学的管理の下における介護
 - 1) 看護及び介護は利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護・介護並びに日常生活上の世話、口腔衛生の管理を適切な技術をもって行う。
 - 2) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者の入浴、又は清拭を行う。
 - 3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4) おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替える。

- 5) 利用者の離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。
- 6) 利用者の負担により介護予防短期入所療養介護施設の従業員以外の者による看護及び介護を受けさせない。

5 管理栄養士（食事の提供）

- 1) 利用者の個々の状態に合せ、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談、食事の衛生管理を行う。栄養ケア計画には利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 2) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- 3) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努める。

【介護予防短期入所療養介護サービスの内容及び利用料及びその他の費用】

第7条 介護予防短期入所療養介護の内容

- 1 介護予防短期入所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行う。
また、概ね4日以上連続して入所する場合は、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 2 事業者は、介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 診療は医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断の基、療養上妥当適切に行う。
- 4 機能訓練は利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、目標を設定し、計画的に行う。
- 5 看護及び介護は、利用者等の病状に応じて適切に行い、利用者等の保健衛生管理に努める。また、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行い、排泄の援助を行う。
- 6 レクリエーション等の行事を積極的に行い、うるおいのある療養生活が営めるようにする。
- 7 常に、家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 8 食事は栄養に配慮するとともに、利用者等の身体の状況、疾病及び嗜好に考慮し、食事時間は、次の時間を標準とする。

朝 食	8時
昼 食	12時
夕 食	18時
- 9 病状が急変した利用者等については、適切な医療のもとに対応する。

- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情から必要と認められる時には送迎を行う。
なお、送迎の実施地域は、徳島市全域とする。

第8条 介護予防短期入所療養介護の利用料 その他の利用料

介護予防短期入所療養介護の利用料は厚生労働大臣の定める額とする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける
- 2 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費（日常生活で通常必要となる費用の内、入所者負担として適當と認められるもの）、理美容代、私物の洗濯代、特別な電気製品を使用した場合の電気代、その他の費用等利用料を、【介護医療院】介護予防短期入所量要介護料金表掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途【介護医療院】介護予防短期入所量要介護料金表をご覧下さい。
- 4 費用の額に係わるサービス提供に当たっては、予め入所者又は家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者又は家族の同意を得なければならない。

【施設の利用に当たっての留意事項】

第9条 利用者等の守るべき事項

- 1 敷地内では禁煙とする。
- 2 週間予定、日課により職員の指示により行動するものとする。
- 3 入浴は指定日に入浴する。
- 4 食事はできるだけ食堂で行う事とする。
- 5 利用者は、外出しようとするときには、その都度所定の手続きにより管理者の許可を得なければならない。
- 6 その他、他の利用者や職員の迷惑になる行為を行わない。
- 7 利用者又は家族は、必要なときには被保険者証（要支援認定）を提示しなければならない。
- 8 利用料は退所時に支払うものとする。

【非常災害対策】

- 第10条 非常災害時に対処するため、具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備える為、年2回の利用者及び事業者の避難誘導訓練、並びに設備点検を実施する。
消防計画は消防署に提出すること。

- 2 当施設は要配慮者利用施設であるため、水防法等の関係法令により避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施し、結果報告を徳島市危機管理局に行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第 11 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【その他施設の運営に関する重要事項】

第 12 条 勤務体制の確保

- 1 利用者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。
- 2 当該施設の従業者によって施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第 13 条 秘密の厳守

- 1 個人情報保護法利用目的を掲示するとともに、職員及び委託業者から個人情報保護に関する誓約を結び誓約書を提出させ、情報漏洩に万全を期すものとする。
- 2 介護保険サービスの質の向上のため、学会や研究会での事例研究発表を行う場合、利用者及び利用者の家族を特定できない工夫をする。また、やむを得ず個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族から、予め文書により同意を得た上で行うこととする。

第 14 条 苦情処理

- 1 提供した介護予防短期入所療養介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を喜久寿会介護医療院及び 1 階事務室に設置する。
- 2 相談窓口や苦情を処理するための概要について、利用者又はその家族に説明する施設サービスの内容に当該概要を記載するとともに、見やすい場所に掲示する。
- 3 提供した施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めや市町村職員の質問や照会に応じ、利用者からの苦

情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

- 4 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

第 15 条 地域との連携

地域住民又はボランティア等との連携及び協力を密にし、地域との交流を積極的に行う。

第 16 条 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 17 条 身体拘束

利用者に対し、身体拘束を行わないものとする。但し利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について利用者又は家族に十分説明し同意を得ることとし、医師がその状態及び時間、その際の入院患者の心身状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとする。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

【虐待の防止等】

第 18 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従

業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

【褥瘡対策等】

第 19 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第 20 条 会計の区分

介護予防短期入所療養介護事業の会計とその他の事業の会計を区別する。

第 21 条 記録の整備

- 1 従業員、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

第 22 条 衛生管理等

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を行う。
- 2 当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

附 則 この規定は令和 2 年 1 月 1 日より実施する。

令和 3 年 8 月 1 日より改正する。

令和 6 年 4 月 1 日より改正する。